

【岩手県】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	992	1003	1003	1003	1003
② 予備機を含む 整備上限台数	0	1153	13	13	13
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1003	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1003	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	137	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	137	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	13.7	0	0	0

確認事項

- ・ ①の児童生徒数は、県立中学校（1校）及び特別支援学校小・中学部の児童生徒数の合計である。
- ・ 予備機については、児童生徒数の変動や故障に対応できる台数を確保する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

G I G A 第1期で整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過したのちに更新を行うものである。

今後、特別支援学校の児童生徒の増加があった場合は、当面は予備機による対応とし、運用に影響がある場合は予算化ののちに整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○基本的な方針

県立特別支援学校で使用していた端末（iPad）については、県教育委員会職員が基本的なデータ消去を行った上で、教員の指導用端末として、その他職員の業務用端末として及び岩手県教育委員会所管の施設の備品として活用する。県立中学校で使用していた端末（Chromebook）については、業者委託により端末データ削除を行い、データ削除の完了を証明する書類の確認後、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：1152台

○処分方法

- ・ 県教育委員会職員がデータ消去の上、学校・公共施設で再利用 : 912台
- ・ 資源有効利用促進法の製造事業者によりデータ消去・再使用・再資源化を委託 : 240台

○スケジュール（予定）

- 令和7年11月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管
- 令和8年2月 再利用端末のデータ消去作業、再利用開始
- 令和8年5月 処分事業者選定
- 令和8年9月 使用済端末の事業者への引き渡し